

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第156号

多重債務、あきらめずに相談を！

多重債務とは、複数の金融業者等からお金を借りて返済が困難になっている状態を言います。多重債務に陥ると、返済のめどが立たず「借金のための借金をする」という自転車操業を繰り返す人が大勢います。借金が計画どおりに返済できなくなると、精神的にも追い詰められてしまうことがあります。早急にご相談ください。

【県内事例①】

ネットビジネスで、複数の投資を繰り返しているうちに借金が膨らんでしまった。最近までは返済に困っていなかったが、新型コロナウイルスの影響により給与が激減してしまったことが原因で、返済が困難になってしまった。債務整理を検討しているが、どうしたらよいか。

(30代 男性)

【県内事例②】

以前から督促状が届いているが、心当たりがないので放置していたと夫から相談された。未開封の請求書を確認したところ、私名義の債務があり大変驚いた。自分では全く借金をしていないのに、債権回収業者から返済を求められて困っている。債務整理をしたい。

(70代 女性)

【県内事例③】

簡易裁判所から夫あてに、「消費者金融への借金の返済が滞っている」「強制執行ができる」などと書かれた書面が届いた。夫は、数社の消費者金融から数百万円の借金があり、債務整理のため法テラスの多重債務相談会へ相談したところ、弁護士から「自己破産しか方法はないが、費用が数十万円かかる」と言われた。そんなお金はないので、今後どうすればよいか。

(契約当事者：60代 男性)

多重債務無料相談会を開催しています

1. 県立消費生活センターでは、毎月第3月曜日に、弁護士による多重債務無料法律相談会を開催しています。(※事前予約が必要です)
また、日曜から金曜まで、消費生活相談員が相談をお聞きしています。お話を伺ったうえで、必要に応じて弁護士や司法書士におつなぎします。
2. 借金の場合は特に早めの相談が肝心です。相談は無料ですので、ぜひお気軽にご相談ください。
3. 消費者ホットライン「188 (いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999